

京都市告示第72号

京都市福祉ボランティアセンター条例第13条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで京都市福祉ボランティアセンターの管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本 頼 兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	京都市下京区 西木屋町通上ノ口上る 梅湊町83番地の1	1京都市福祉ボランティアセンター（京都市市民活動総合センター、京都市長寿すこやかセンター及び京都市景観・まちづくりセンターとの共用施設に係るものを除く。以下「センター」という。）を設置目的に従って利用に供すること。 2センターの施設、附属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。 3前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し、市長が必要と認める事項。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)